

一般社団法人 東京都産業資源循環協会 顕彰及び表彰規程

【抜粋】

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都産業資源循環協会（以下、「本協会」という。）の会員（本協会事務局を含む。）の事業所及び従事者について顕彰並びに表彰及び感謝状の授与を行うことにより、業界の発展及び資質の向上に資することを目的とする。

(表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件)

第3条 表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件は次の通りとする。

(1) 優良事業所表彰

- イ 表彰の対象者は、正会員の事業所とする。
- ロ 表彰要件は、正会員の模範となり産業廃棄物処理事業の発展及び資質の向上に寄与した事業所とする。

(2) 優良従事者表彰

- イ 表彰の対象者は、正会員の従事者（代表取締役以外の役員を含む。）とする。
- ロ 表彰要件は、多年にわたり産業廃棄物処理事業に従事し、その業務に精励し、他の模範となる者とする。

(3) 功労者表彰

- イ 表彰の対象者は、本協会の役員等及び職員とする。
- ロ 表彰要件は、産業廃棄物処理事業の発展及び資質の向上に寄与し、特に本協会の事業の推進に功績顕著な者とする。

(4) 安全衛生表彰

- イ 表彰の対象者は、正会員の事業所及び従事者とする。
- ロ 表彰要件は、安全意識の向上又は労働災害等の防止に努め、成果をあげている事業所又は従事者とする。

2 前項各号の表彰に必要な事項は、別に定める運用規則（顕彰及び表彰等・安全衛生表彰）で定めるものとする。

(顕彰及び表彰等の方法)

第6条 顕彰及び表彰等は、会長名をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。ただし、第3条に定める安全衛生表彰については安全衛生推進委員長名を含む。

(顕彰及び表彰等の時期)

第7条 顕彰及び表彰等は、毎年度定時総会時に行う。ただし、特に必要があると認めたときはこの限りではない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、昭和63年12月1日から施行する。
- 2 この規程施行前に行った行為は、この規程に基づいたものとみなす。
- 3 この規程は、平成26年1月1日より改正施行する。